

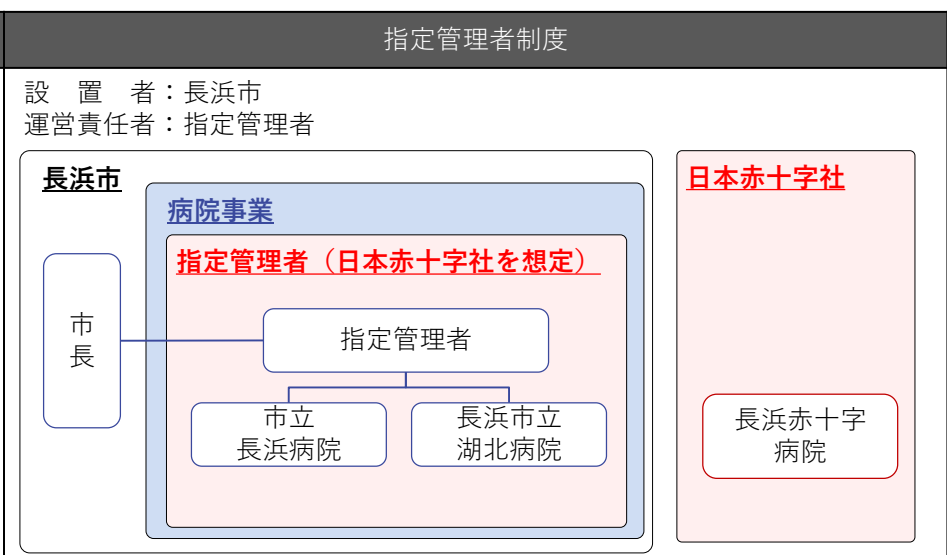
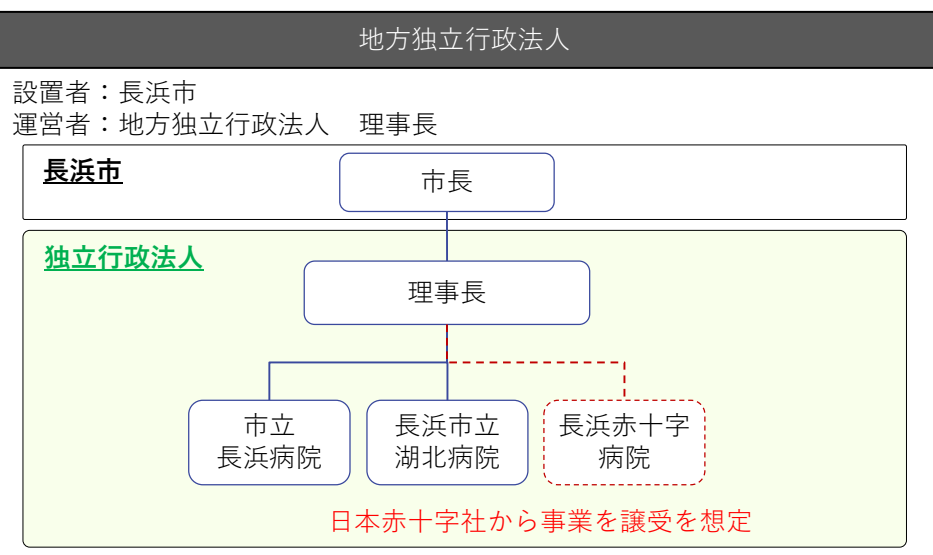
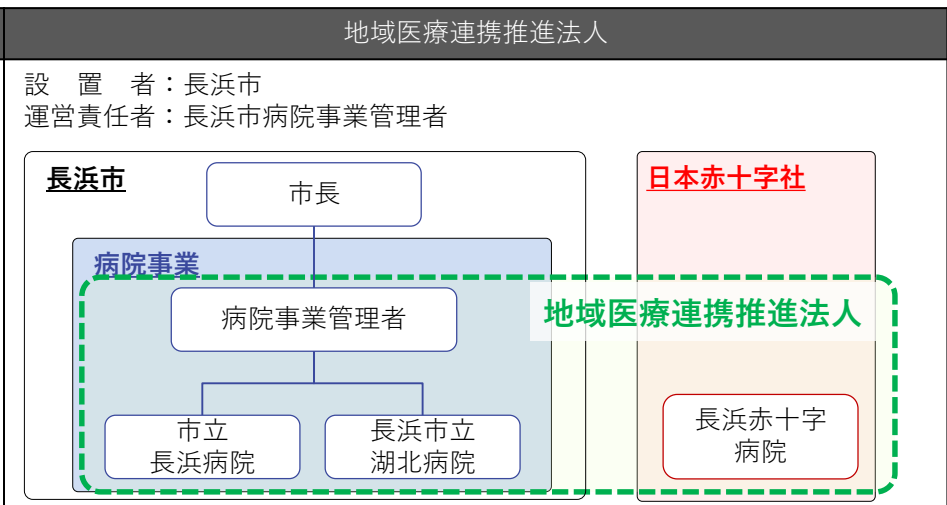
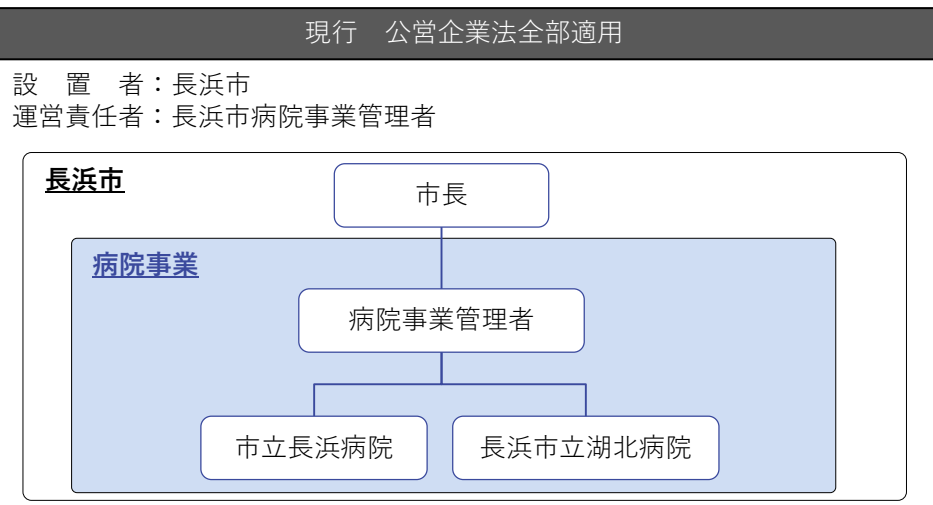
第 2 回 病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会 資料

長浜市病院事業が選択可能な経営形態

2023年 2 月 7 日

長浜市病院事業が選択可能な経営形態

長浜市病院事業が選択可能な経営形態として下図を想定します。



本委員会で扱う経営形態のパターン

各パターンのメリット・デメリットについて、網羅的にご協議を頂きたい。

再編後の想定される経営形態	経営統合を行わない場合				経営統合を行う場合			
	現状維持		地域連携推進法人設立		地方独立行政法人化		指定管理者制度導入	
パターン	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2
急性期を担う A病院の所在地	大冨亥町	宮前町	大冨亥町	宮前町	大冨亥町	宮前町	大冨亥町	宮前町
A病院 高度急性期 急性期	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院 (指定管理)	長浜赤十字病院
B病院 回復期・慢性期 (急性期)	長浜赤十字病院	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院	長浜赤十字病院	市立長浜病院 (指定管理)
C病院/湖北病院 回復期・慢性期 (急性期)	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院	長浜市立 湖北病院 (指定管理)	長浜市立 湖北病院 (指定管理)

凡例 運営責任者

- 長浜市病院事業管理者
- 日本赤十字社または指定管理者
- 地方独立行政法人理事長

各種経営形態の主な違い

区分	地方公営企業法		地方独立行政法人法	地方公営企業法
	全部適用（現在）	全部適用＋	地方独立行政法人 （非公務員型）	指定管理者制度
	現行	地域医療連携推進法人の活用		
概要	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域医療連携推進法人は医療機関の機能分化、連携を推進するための方針を定め、参加する法人の医療機関がその方針に沿って相互の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人。 ◆ 経営形態としては、現状と変わりはなく、業績もそれぞれの組織で管理するため、経営統合を行わない分類に属する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方公共団体から独立した法人格を与えられて、地方公共団体が自ら行う必要はないが、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるもの等、公共性の高い事業を効率的かつ効果的に推進させるための制度。 ◆ 理事長独自の意思決定が可能になり、自立性が高まる。 ◆ 本再編により地方独立行政法人を用いて経営統合する場合、長浜赤十字病院を日本赤十字社から事業譲受する想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公の施設の管理運営を指定管理者に包括的に行なわせる。当該地方公共団体が議会の議決を経て、指定する法人・団体に期間を定めて委託する制度。 ◆ 民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営が期待できる。
基本的事項	開設者	長浜市		長浜市
	運営責任者	事業管理者		理事長
	市の関与	市の直営		中期目標により定める
	病院管理者	事業管理者が任命する者		理事長が任命する者
	診療科	条例等で定める		定款で定める
	予算	議会の議決が必要		理事長が作成
人事・組織に関する事項	職員の任命	事業管理者が任命		理事長が任命
	定員管理	条例で規定		制限なし
	職員の身分	市が雇用		独立行政法人が雇用
	職員の給与	事業管理者が決定		法人独自の規定